



第2条第2項第1号中「法令」を「条例等」に改め、「法律、法律に基づく命令、」を削り、同項第4号中「法第3条第8号及び」を削り、同項第5号中「法第3条第9号及び」を削る。

第3条を次のように改める。

(対象手続の公表)

**第3条** 富山県公安委員会等は、富山県公安委員会等が、この規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等の手続について、インターネットの利用その他の方法により、当該手続の根拠となる法令等の名称等を公表するものとする。

第4条中第1項中「法第6条第1項及び」を削り、同条第2項中「又は送信しなければ」を「申請等を行わなければ」に改め、同条第6項中「法令」を「条例等」に改める。

第5条中「法第6条第4項及び」を削る。

第6条第1項中「法第6条第6項及び」を削る。

第7条中「法第6条第3項及び」を削る。

第8条第1項中「法第7条第1項及び」を削る。

第9条中「法第7条第3項及び」を削る。

第10条を削る。

第11条中「法第7条第4項及び」を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録による縦覧等)

**第11条** 富山県公安委員会等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、富山県公安委員会等の事務所に据え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

第12条を次のように改める。

(電磁的記録による作成等)





#### 4 受験手続き

##### (1) 受験願書の提出方法

受験願書の提出は原則として電子申請によるものとする。

なお、電子申請が困難な場合は、富山県厚生部薬事指導課あて郵送により提出すること。

##### (2) 受験願書の受付期間

令和8年5月27日（水）から6月9日（火）まで（郵送の場合は消印有効）

##### (3) 受験願書の配布

令和8年5月20日（水）より、富山県のホームページに受験手続きについて掲載する（<https://www.pref.toyama.jp>）。

また、電子申請が困難な場合に限り、令和8年5月20日（水）から6月9日（火）まで、富山県厚生部薬事指導課で配布する。（土曜日及び日曜日を除く。）

##### (4) 提出書類

ア 登録販売者試験受験願書

イ 写真

##### (5) 受験手数料

15,000円

電子申請の場合は、オンライン支払（クレジットカードによる支払）により納付すること。

郵送により受験願書を提出する場合は、手数料収納窓口において受験手数料を納付すること。

#### 5 合格発表

令和8年10月16日（金）午前10時に、富山県庁正面掲示板及び富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、登録販売者試験合格通知書を郵送する。

#### 6 問合せ先

詳細については、令和8年5月20日（水）より富山県のホームページに掲載する受験案内を確認すること。

**監査の結果の公表について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和8年3月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月13日

富山県監査委員 奥野 詠子  
 富山県監査委員 井上 学  
 富山県監査委員 田中 篤人  
 富山県監査委員 高橋 正樹

**1 監査対象箇所****監査年月日**

危機管理局	広域消防防災センター	令和8年3月13日
交通政策局	富山空港管理事務所	令和8年3月3日
生活環境文化部	環境科学センター	令和8年3月6日
厚生部	新川厚生センター	令和8年3月16日
同	中部厚生センター	令和8年3月13日
同	高岡厚生センター	令和8年3月13日
同	砺波厚生センター	令和8年3月16日
同	女性相談支援センター	令和8年3月6日
同	黒部学園	令和8年3月17日
同	砺波学園	令和8年3月26日
農林水産部	西部家畜保健衛生所	令和8年3月3日
教育委員会	入善高等学校	令和8年3月24日
同	桜井高等学校	令和8年3月12日
同	魚津工業高等学校	令和8年3月19日
同	上市高等学校	令和8年3月12日
同	雄山高等学校	令和8年3月17日
同	中央農業高等学校	令和8年3月25日
同	富山西高等学校	令和8年3月18日

## 監査対象箇所

## 監 査 年 月 日

教育委員会	富 山 南 高 等 学 校	令和8年3月19日
同	呉 羽 高 等 学 校	令和8年3月24日
同	小 杉 高 等 学 校	令和8年3月3日
同	大 門 高 等 学 校	令和8年3月9日
同	新 湊 高 等 学 校	令和8年3月3日
同	高 岡 工 芸 高 等 学 校	令和8年3月23日
同	高 岡 商 業 高 等 学 校	令和8年3月25日
同	伏 木 高 等 学 校	令和8年3月23日
同	高 岡 南 高 等 学 校	令和8年3月19日
同	福 岡 高 等 学 校	令和8年3月25日
同	氷 見 高 等 学 校	令和8年3月25日
同	雄 峰 高 等 学 校	令和8年3月3日
同	にいかわ総合支援学校	令和8年3月3日
同	しらとり支援学校	令和8年3月19日
同	富 山 高 等 支 援 学 校	令和8年3月25日
同	高 志 支 援 学 校	令和8年3月23日
同	高 岡 支 援 学 校	令和8年3月27日
同	高 岡 高 等 支 援 学 校	令和8年3月25日
公安委員会	黒 部 警 察 署	令和8年3月24日
同	魚 津 警 察 署	令和8年3月18日
同	上 市 警 察 署	令和8年3月9日
同	富 山 南 警 察 署	令和8年3月24日
同	富 山 西 警 察 署	令和8年3月12日
同	氷 見 警 察 署	令和8年3月25日

## 2 監査対象年度

令和6年度及び令和7年度



務局文書管理規程の一部を改正する訓令」中

頁	行	誤	正
27	上から14	第49条第3項中	第49条第2項中

---

